

柏原市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条第1号に規定する介護予防・生活支援サービス事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）の例による。

(対象者)

第3条 介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、次に掲げる者（以下「サービス事業対象者」という。）とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1の質問項目に対する回答の結果が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）

(3) 柏原市の補助により実施する第1号事業のサービスを継続的に利用する居宅要介護被保険者

(実施方法)

第4条 市長は、介護予防・生活支援サービス事業を通知別記1(1)ア(エ)の①に定めるいずれかの方法で行うものとする。

(指定事業者による第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額)

第5条 指定事業者による第1号訪問事業(軽度生活援助サービス事業を除く。)及び第1号通所事業（以下「指定事業者による第1号事業」という。）に要す

る費用の額は、それぞれの事業ごとに別に定める単位数に別に定める1単位の単価を乗じて算定するものとする。

- 2 前項の規定により、指定事業者による第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(第1号事業支給費)

第6条 指定事業者による第1号事業のサービス利用者に支給する第1号事業支給費の額は、前条により算定された額に100分の90を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。なお、第1号事業支給費の算定にあたっては、別に定めるもののほか、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)に準ずるものとする。

- 2 法第59条の2第1項の規定により算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上であるサービス事業対象者に支給する第1号事業支給費の額について、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

- 3 法第59条の2第2項の規定により算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額を超える政令で定める額以上であるサービス事業対象者に支給する第1号事業支給費の額について、前項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(第1号事業支給費の審査及び支払)

第7条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により大阪府国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(第1号事業支給費の支給限度額)

第8条 居宅要支援被保険者が指定事業者による第1号事業のサービスを利用

する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額の100分の90に相当する額とする。ただし、居宅要支援被保険者が予防給付を利用している場合は、指定事業者による第1号事業並びに予防給付の限度額を一体的に算定するものとする。

- 2 事業対象者が指定事業者による第1号事業によるサービスを利用する場合の支給限度額は、要支援認定により要支援1と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額とする。
- 3 法第59条の2第1項の規定により算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上であるサービス事業対象者にあつては、前2項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。
- 4 法第59条の2第2項の規定により算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額を超える政令で定める額以上であるサービス事業対象者にあつては、同条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(利用料等)

第9条 指定事業者による第1号事業のサービス利用者は、第5条に規定する事業に要する費用の額から第6条の規定により支給される第1号事業支給費の額を控除した額を利用料として、当該サービスを提供した指定事業者に直接支払うものとする。

- 2 指定事業者による第1号事業のサービスを実施する際に、食費、原材料費等の実費が生じたときは、当該実費は利用者の負担とし、利用者が指定事業者に直接支払うものとする。

(高額介護予防サービス費相当事業費の支給)

第10条 市長は、前条第1項に規定する利用料が著しく高額であるときは、当該サービス事業対象者に対し、法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費に相当する事業費を支給することができる。

- 2 前項の規定による事業費の支給にあつては、法第61条の規定を準用する。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給)

第11条 市長は、第9条第1項に規定する利用料その他の医療保険各法に係る利用者負担額等の合計額が著しく高額であるときは、当該サービス事業対象者に対し、法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業費を支給することができる。

2 前項の規定による事業費の支給にあたっては、法第61条の2の規定を準用する。

(第1号事業支給費の額の特例)

第12条 市長は、指定事業者による第1号事業によるサービスの利用者が、災害その他特別な事情により第9条第1項に規定する利用料を負担することが困難であると認めるときは、当該利用者の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例を受けているサービス事業対象者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(文書の提出等)

第13条 市長は、第1号事業支給費の支給に関して必要があると認めるときは、当該第1号事業支給費の支給を受ける者若しくは当該第1号事業支給費に係る指定事業者による第1号事業のサービスを担当する者又はこれらの者であった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会を行うことができる。

(その他の事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・生活支援サービス事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。